



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 馬券払戻金の所得区分と外れ馬券の必要経費性

既に、新聞等で報道されているとおり、会社員がインターネットを利用して、馬券を継続的に購入し、それにより得た払戻金に係る所得を確定申告しなかったとして、所得税法違反に問われている事案の判決が出されました。今回は、税務訴訟に先立ち判断が示されたこの刑事事件の判決をご紹介します。

(平成25年5月23日大阪地裁・有罪・検察側控訴・TAINSコード Z999-9119)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### <事案の概要>

被告人は、A-PATのサービス及び競馬予想ソフト（JRDB等が提供する競馬データを利用して、馬柱の表示、買い目の抽出及びA-PATを通じた馬券の自動購入等を行うことができる有料ソフトウェア）を用いて馬券の購入及び払戻金の受取等を行っていました。そして、平成16年にPAT口座に100万円を入金後、そのソフトに適宜の改変をしつつ、馬券を購入し続けた結果、毎年多額の利益を得ていました。

本件は、被告人が、給与所得のほか、競馬の勝馬投票券（馬券）の払戻金により収入を得ていたにもかかわらず、平成19年分～21年分の所得税の確定申告書を提出しないで、3年間で約5億7000万円の所得税額を脱税したとして、大阪地検に起訴された事案です。なお、検察側は、馬券の払戻金に係る所得は一時所得であり、「その収入を得るために支出した金額」として控除すべき金額は、的中した馬券（当たり馬券）の購入金額のみであるとして、被告人の脱税額を算定しました。

### <裁判所の判断>

裁判所では、次のとおり判断し、本件における馬券の払戻金に係る所得は雑所得に該当し、当たり馬券以外の馬券（外れ馬券）を含め馬券購入金額全額（3年間で合計28億円超）が必要経費に該当するとして、被告人の脱税額は約5200万円であると認定しました。ただし、被告人には、単純無申告犯（所法241）が成立するとして、懲役2月、執行猶予2年（求刑は懲役1年）の有罪判決が下されました。

- ① 一時所得は、一時的かつ偶発的に生じた所得である点にその特色があるといえるので、所得発生の基盤となる一定の源泉から繰り返し取得されるものは一時所得ではなく、逆にそのような所得源泉を有しない臨時的な所得は一時所得と解するのが相当である。そして、所得源泉性を認め得るか否かは、当該所得の基礎に源泉性を認めるに足りる程度の継続性、恒常性があるか否かが基準となるものと解される。
- ② 原則として、一般的な馬券購入行為については、所得源泉としての継続性、恒常性が認められず、当該行為から生じた所得は一時所得に該当する。
- ③ 被告人の本件馬券購入行為は、一般的な馬券購入行為と異なり、その回数、金額が極めて多数、多額に達しており、その態様も機械的、網羅的なものであり、かつ、過去の競馬データの詳細な分析結果等に基づく、利益を得ることに特化したものであって、実際にも多額の利益を生じさせている。
- ④ 被告人の本件馬券購入行為は、一連の行為として見れば恒常的に所得を生じさせ得るものであって、その払戻金については、その所得が質的に変化して源泉性を認めるに足りる程度の継続性、恒常性を獲得したものであるから、所得源泉性を有するものと認めるのが相当である。
- ⑤ したがって、被告人の本件馬券購入行為から生じた所得は、一時所得に該当せず、雑所得に分類される。
- ⑥ 当たり馬券の購入費用が払戻金を得るために「直接に要した費用」として必要経費に当たることは明らかである。また、被告人の本件馬券購入方法からすれば、本件においては、外れ馬券を含めた全馬券の購入費用は、当たり馬券による払戻金を得るための投下資本に当たり、外れ馬券の購入費用と払戻金との間には費用収益の対応関係があるというべきである。もっとも、外れ馬券の購入費用は、特定の当たり馬券の払戻金と対応関係にあるというものではないから、「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」として必要経費に該当する。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判9頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。